

広報

しろいし

編集と発行
白石市役所
企画審議室
白石市桜小路35
TEL (代) 5-2111
発行定日 毎月1日
(売価1部2円)

春の全国交通安全運動

5月11日～20日まで

—●子供を交通事故から守ろう●—

「一に右、見て、二に左、三にたしかめ手をあげて」

十一日から二十日までの十日間、全国いっせいに春の交通安全運動が実施されます。

いつもこの運動のねらいは、人命尊重と交通事故の絶滅をはかって、正しい交通ルールを身につけ明るい道路交通環境の整備を促進しようとするものです。

とくに運動期間中は次の点に十分注意して、しっかりと交通規則を守り交通事故のない、みんなでのしいまちづくりに努力したいものです。

運動期間中に正しい交通ルールを身につけ、運動期間が終わっても、つねに私たち一人一人が規則を守って交通事故のない白石市を築きたいものです。

どうぞご協力ください。

重点目標

- ▼子どもと老人の通行保護
- ▼正しく安全な横断
- ▼車両の完全整備
- ▼適正な運行管理
- ▼道路の正しい使用

酒のみ運転の追放

- ▼酒のみ運転の追放
- ▼追突事故防止
- ▼行楽地における安全運転
- ▼踏切および横断歩道における安全の確認
- ▼自衛歩行の励行

(白石警察署)



☆県政モニターに 別部さんと佐藤さん

県政 モニター この県政モニターは四十
年四月から翌年三月まで
一とし 県政に対する忠告者として
市内 それぞれの職種、年代にわ
東小路 けて県内の市町村から選ば
の別部 れ県知事から委嘱されるも
八郎さ のです。
ん(五 ことし白石市からは五十
十三歳 代のサービス業と、三十代
写真業 の運輸通信業の方から、そ
一と森 れぞれ県政について意見を
合字兀 きかせてもらうことになり
山の佐 ました。
藤公二 県政に深い関心があり、
さん(県政の推進に協力され、し
三十二 かも健全な常識と、公正な
歳運輸 判断力のあるこの二人の方
業)の に、ことし一年間、県民福
二人が 祉の向上に寄与されますよ
選ばれ う、ごふんとうをお願いし
ます。

登山者の安全を祈り

蔵王夏山開き

●5月18日●

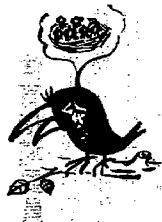
なが かった冬山の蔵王も、いよいよ夏山のシーズ
一枚一枚真白のペールをぬ ンを迎い五月十八日午前十

時から十一時まで熊野岳山
頂で夏山登山者の安全を祈
願して、待望の夏山開きを
します。
参加はどなたでも自由で
す。

火のもとに注意

▽これから、山菜取りの季節です。
山でのタバコの吸がら、たき火に十分注意し
てください。

▽行楽や田、畑に出て、家を留守にすることが
多くなります。戸じまりと火の始末に注意し
てください。



再起のための融資制度

世帯更生・一時資金のご利用を

経済的に困窮した人々のため援助策として「世帯更生資金貸付」と「一時資金貸付」の二つの制度が、白石市社会福祉協議会でこの業務を取り扱っております。

お困りのときは、いつでもご利用されるようおすすめてまいります。

「世帯更生資金」

現在、生活保護をうけていないが、保護の基準すれすれの生活をしていて、経済的に困窮のご家庭(低所得者世帯)にお貸しし、立ち直るための資金で、新規事業の開始のための資金や借金の肩代りするための資金としてお貸しできません。

貸付資格

- 低所得者世帯
- 貸付けと指導によって、自立自活できると認められる世帯
- 他から資金融資がまったく受けられない世帯
- 家族構成が二人以上の世帯
- 転入後、同一住所に六カ月以上居住している世帯
- 身体障害者手帳を持っている方で、一般低所得者世帯と同じ条件であること

保証人

借入申込者(担当民生委員)市社会福祉協議会(貸付調査委員会の意見書添付)↓県社会福祉協議会(貸付運営委員会)に於いて適否を決定する。

貸付の条件

借入申込者(担当民生委員)市社会福祉協議会(貸付調査委員会の意見書添付)↓県社会福祉協議会(貸付運営委員会)に於いて適否を決定する。

この制度は生活保護基準すれすれの生活をしておられる人々が、急場をしのぐために生活資金として一時お貸しするものです。

貸付の方法

- 無利子
- 償還方法は一時払い、または分割払いのどちらか

以上のような二つの資金の貸し付け制度があります。それぞれの地域にいる担当の民生委員さんにご相談ください。

くわしいことは、市福祉事務所内の白石市社会福祉

世帯更生資金の種類と内容

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期限	利子	
更生資金	生業費	150,000円以内	1年以内	6年以内	年3分
	支度費	25,000円以内	6カ月以内	〃	〃
	技能習得費	月2,500円以内	〃	〃	〃
生活資金	生業費	150,000円以内	1年以内	8年以内	〃
	支度費	25,000円以内	6カ月以内	〃	〃
	技能習得費	月2,500円以内	1年以内	〃	〃
住宅資金	生活費	月4,500円以内	6カ月以内	5年以内	〃
	出産費	8,000円以内	〃	3年以内	〃
	葬祭費	8,000円以内	〃	〃	〃
修学資金	改修費	200,000円以内	〃	6年以内	〃
	転宅費	12,000円以内	〃	3年以内	〃
	修学費	月1,500円以内	〃	5年以内	無利子
療養資金	修学支度費	15,000円以内	〃	〃	〃
	療養費	100,000円以内	〃	〃	年3分
災害援護資金	150,000円以内	1年以内	6年以内	〃	

時資金の種類と内容

種類	貸付限度	償還期限	償還方法	利子	保証人
愛の金庫	6,000円	6カ月	分割又は一時払い	無利子	1名
母子福祉資金	10,000円	6カ月	〃	〃	〃
生活資金	20,000円以内	1年	〃	〃	〃

精神障害福祉年金は七月までに手続きしましょう

精神に重度の障害がある人、障害福祉年金をうけるにもかわりなく、請求の手続きをしないために年金をうけていない人がまだにいます。

これは、福祉年金ができた当初に支給の対象となっていた手、足の不自由な人、精神障害が、また昭和四十年八月には精神薄弱が、それぞれとりいれられまし

とか、目のみえない人、耳のきこえない人などの外部障害にくらべると日が浅いせいからも知れません。

障害福祉年金に精神の障害が支給の対象としてとりいれられたのは、昭和三十一年八月に精神薄弱を除いた精神障害が、また昭和四十年八月には精神薄弱が、それぞれとりいれられまし

精神障害の人で、家族の助けを借りなければ日常生活ができません

精神障害の人で、家族の助けを借りなければ日常生活ができません。か、常に目をはなすことができない状態にある人は、障害福祉年金をうける資格があります。

ところで、このような人は、精神障害が障害福祉年金の支給の対象にとりいれられたときから、五年以内に手続きをしないと年金をうける権利を失ってしまいます。

つまり、精神薄弱を除いた精神障害については昭和四十四年七月までに、また精神薄弱については昭和四十四年七月までに手続きをしなければなりません。手続きは、その人を保護している親族がすることになります。

くわしい内容や必要な書類、手続きの方法などは市役所市民課年金係におたずねください。

出さぬが自慢(火の用心)

体育指導委員

スポーツの普及振興と技術指導、スポーツ団体の組織育成にあたる。次の人々が、体育指導委員として委嘱されました。

◇四月一日付◇

佐藤正志、八島謙三、佐藤浩、制野俊雄、鈴木康弘、佐竹芳、佐藤昇、日下英子、大庭真治、桑折房夫、木村良子、高橋忠男、鹿又広亮、高橋幸雄

*酒酔い
運転防止………
冷たいようだが
飲ませちゃ
ならぬ
それがホント
の愛情さ………

四月から行政区長制度を実施

市と市民との間の連絡などの行政事務を円滑にするため、市の補助機関として四月一日から白石市行政区長制度が実施され、次の方々が行政区長として市長から委嘱されました。

職務内容は従来の自治会長とほとんど変わりありませんが、おむね次のような事務を担当することになっております。

転入、転出その他世帯内に異動のあった場合なども行政区長に連絡していただくようお願いいたします。

○納税に関すること

○環境衛生に関すること

○住民に対する連絡指導に関すること

○文書等の送達に関すること

○各種調査及び報告に関すること

○右のほか市長が必要と認めた事項の処理に関すること

●白石地区

和泉三郎、平間勝郎、中幡操、鎌田格治、渡辺半蔵、菊池吉兵衛、菅野八弥、大山一郎、堀米新一郎、小片良夫、川田京二郎、佐藤源

●白川地区

佐藤順治、佐藤忠治、平間庄松、相原武雄、山田彦三郎、武田早人、大野正夫

●福岡地区

高橋栄治、菊地敏、半沢治、高橋清一、斎藤中、北条松

●越河地区

古山喜代助、松野清一、永山勇、八島政志、大槻勉、曳地沢治、佐久間幸男、石川昇、八島清六、石川嘉一

●斎川地区

末永要一、大槻良一、和泉幸一、菊地龍衛、遠藤泰、成沢庄介、道山英市、佐藤勲、羽根田栄、太斎鉄雄、

●大平地区

佐久間文太、日下仁助、村上基、高橋清吉、松野敬吉、半沢慶吉、村上義男、高橋孫一、矢ノ目八蔵

●大鷹沢地区

三沢正雄、大野源一、島貴勝夫、島貴勇弥、菊地正記、阿部英男、斎藤好伊、佐藤勇、佐藤清美、八島亮三郎、菊地晴男、菊地富重

●小原地区

古山惣作、八島信一、半沢孝喜三、斎藤哲雄、小室利夫、高橋庄治郎、半沢善、四蔵豊志、高橋源寿、小室利、四蔵萬、高橋吉之、高橋定雄、亀岡松三郎



(写真……区長さんへの辞命交付)

公民館分館を廃止し本館として発足

社会教育の振興と充実のため、各地区の分館を廃止し、いままでの分館を本館にしました。

この公民館機構の改正に伴い次の人を公民館長に発令しました。

○白石中央公民館長 菅野新一

○越河公民館長 八島謙三

○斎川公民館長 桂山信一

○大鷹沢公民館長 半沢寛栄

○大平公民館長 深谷正

○福岡公民館長 平間善三郎

○小原公民館長 小川一道

○白川公民館長 平林栄之助

出稼ぎされる人に

毎年、農閑期を利用して働きに出かける人が最近めだつております。

そのなかで公共職業安定所をおささないで出稼ぎに行く人がおられますが、このような人達の中で、賃金の不払いや、勤務中の事故にあつても補償がなくなっている例があります。

また留守家族の不安をなくし、安心して働いていただくために、たとえ短期間の場合でも、公共職業安定所の登録制が、四月一日から廃止になりました。

現在、市内には二十八軒の米屋さんが、米の配給をいたしております。昭和十六年から続けられてきた登録制が、四月一日から廃止になりました。

この米の配給制の廃止は、いままでは米穀小売店に

米の登録制を廃止

いままで一人一カ月十キロでしたが、これからは十五キロになりました。

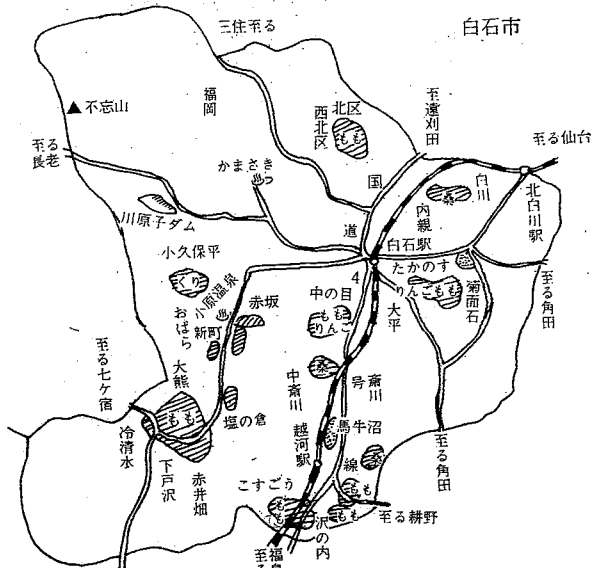
米穀購入通帳は必要です。いままでお持ちの方は、米を購入するときは通帳を提示して購入数量を記入していただくようになっています。



当番医

月	日	曜	内科	外科
5月3日	土		加藤 和	加藤 大
4日	日		引地 忠	引地 玄
5日	月		柿崎	銭谷
11日	日		亙理	宮城
18日	日		加藤 和	加藤 大
25日	日		引地 忠	引地 玄
6月1日	日		大沼	朝倉
8日	日		芭	銭谷
15日	日		水野	宮城
22日	日		加藤 和	加藤 大
29日	日		引地 忠	引地 玄

霜注意報発令時重油等の燃焼実施
主要予定地区の見取図



凡例 燃焼実施主要予定地区
 [注] 本図は集団地を示したもので、このほか散在団地においても行なう

霜注意報発令時に 重油等を燃やします

農作物を凍霜害から守るため、夜間重油等を次の期間中、燃焼しますから火災に注意してください。

農家は必ず白石市消防署へ電話五十二二五九へ連絡してください。

◎期間 四月二十一日から五月二十日まで
 実施予定地区は別図のとおりです。

市政だより

「市政だより」を毎週放送してありますが、四月から分一から一時二十五分まで、

「広報しろいし」は、月一回の発行のため、市民のみなさんへ、その都度おしらせするテレビ、ラジオの

▽ラジオNHK第一放送
 毎週金曜日午前六時二十五分から約二分五分。
 同日午後六時五十分から約四分間。

市農業委員会では、昭和44年度の農業労働賃金基準額等をつぎのようにきめました。ご協力、ご活用をうめ明るい農業経済を確立してください。

昭和44年度農業労働賃金基準表

作業区分	作業名	摘要	単位	基準賃金	
水田作業	耕起	耕うん機使用	10 ^ア	1,800円	
	代かき			1,100	
		田植	食事なし 食事つき	1日	1,300 1,100
	稲刈り		食事なし 食事つき	1日	1,100 900
		稲刈り	食事つき	1日	900
畑作業	耕うん	耕うん機使用	10 ^ア	1,300	
一般作業	農事一般	食事なし	男女	1日 1,000	
		食事つき	男女	1日 900 800	
調整作業	脱こく調製		玄米1俵	300	
	もみすり		(60kg)	150	

- 1日の労働時間を8時間とする。たゞし田植の場合は従来の慣習による1日とする。
- 地形等の関係で特に作業困難の場合は労使双方で協議のうえきめること。
- 特に明記されていない農作業で農事一般作業の賃金によりがたい場合はその地域で協定された賃金によること。

第二回生ワク 投与

ことし第二回目の小児マヒ生ワクチン投与を、つぎのとおりおこないます。

○期日場所 次のとおり

○対象者

①昭和四十三年一月一日から十二月三十一日までに生れた赤ちゃん

②午後一度も投与をうけない幼児で希望の人

○料金 一人六十円

十九日、午後一時～二時 半越河出張所、同日午後二時～二時半 齋川出張所、同日午後二時～二時半 大平分室

二十日、午後一時～一時半 大鷹沢出張所、同日午後二時～二時半 白川出張所

二十一日、午後一時～二時半 福岡地区、市民会館で

二十二日、午後一時～二時半 白石地区、市民会館でそれぞれおこないます。

市税は納期内に 完納しましょう

昭和四十四年度 納期一覽表 (市税)

月	税目	期別
1	固定資産税	全
2	軽自動車税	1
3	国民健康保険税	1
4	市・県民税	1
5	国民健康保険税	2
6	市・県民税	2
7	国民健康保険税	2
8	市・県民税	2
9	国民健康保険税	3
10	市・県民税	3
11	国民健康保険税	3
12	市・県民税	4
1	国民健康保険税	4